



くりはま花の国
コスモス

NEW WAVE

ニューウェーブ

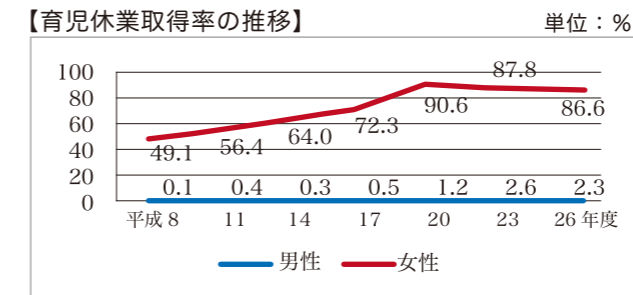
40号
2015.11
発行

特集 男性の育児休業のすすめ

- 講演会・講座 ●男女共同参画モデル事業所づくり講演会
イクボスになろう！～イクボスが増えれば、職場が変わる～
●男女共同参画セミナー
男女で協力！おうちスッキリ大掃除
パパと子どものクッキング

男性の育児休業のすすめ

赤ちゃんを抱えた父親の姿を街中で見かけることも多くなるなど「イクメン（育児をする男性）」は社会に広まりつつあります。一方、男性の育児休業取得率は女性に比べると非常に低い数値で推移しています。平成 26 年度における女性の育児休業取得率が 86.6%であるのに対し、男性は 2.3%でした。



厚生労働省「雇用均等基本調査」より

国は、平成 32 年度に男性の育児休業取得率を 13%にすることを目指し、父親の育児休業取得を促進するため「育児・介護休業法」を改正したり、育児休業中に支給される「育児休業給付金」を増額したりするなど、男性が取得しやすい環境を整えています。

意外と知らない！育児休業制度

育児休業制度のポイントをまとめました。雇用形態や就業規則などで変わる場合もあります。

●育児休業は満 1 歳まで、父母がそれぞれ取得できる場合は 1 歳 2 カ月まで取得できる

育児休業とは、子どもの 1 歳の誕生日の前日まで認められている休業で、1 人の子につき父母がそれぞれ原則 1 回取得できます。

保育所に入れないなど一定の要件を満たす場合は、

子が 1 歳 6 カ月に達するまでの間、育児休業を延長することができます。

なお、育児休業を取得するには、休業開始予定日の 1 カ月前までに勤務先に申請する必要があります。

育児休業制度には、次のような特例があります。

①パパ・ママ育休プラス

母（父）親だけでなく父（母）親も育児休業を取得する場合、原則、子どもが 1 歳までの休業期間を、1 歳 2 カ月まで延長できます。

※父親の育児休業期間の上限は 1 年間。母親は産後休業と育児休業を合わせて 1 年間。

②出産後 8 週間以内の期間内に父親が育児休業を取得した場合

特別な事情がなくても、父親はもう一度、育児休業を取得することができます。

【取得例】



※母親が職場復帰で大変な時期に、父母が協力して子育てができます。

●育児休業中は「育児休業給付金」がもらえる

所定の要件を満たせば育休中は雇用保険から育児休業給付金が支給されます。

育児休業給付金は、平成 26 年度から増額され、それまで休業前賃金の 50%だった給付率が 3分の 2 (67%※) になりました。この給付率は諸外国と比較しても高い水準です。

※育児休業開始から 6 カ月経過後は 50%

Information お知らせ

男女共同参画モデル事業所づくり講演会

イクボスになろう！ ～イクボスが増えれば、職場が変わる～

- 【と き】 12月16日(水) 14時～16時
【会 場】 ヴェルクよこすか6階 ホール
【講 師】 安藤 哲也さん
NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事

講演の前に神奈川県労働局から育児等に関する制度についての解説があります。

- 【定 員】 150人(先着)
【対 象】 テーマに関心のある方
事業所の皆さん(経営者、管理職、人事労務担当者など)
【申込方法】 11月11日(水)から
横須賀市コールセンターへ
(8時～20時、年中無休)
電話 046-822-2500 / FAX 046-822-2539
【問 合 せ】 人権・男女共同参画課
電話 046-822-8228

講師紹介 安藤 哲也さん



NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事

「父親であることを楽しもう」をモットーに、子育て世代の父親の支援を行っている団体、ファザーリング・ジャパンの代表。働き方の見直しや企業の意識改革、地域社会の再生など、父親が育児参加するための環境づくりと次世代育成を目標に事業を展開。セミナー、父子旅行、出版など幅広い活動を行っている。

「イクボス」とは・・・

男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。子育てに積極的に関わる男性をイクメンと呼ぶのに倣い、そのイクメンを職場で支援するために、部下の育児休業取得を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダーをイクボスと呼ぶ。

※その他詳細はチラシまたは市 HP をご覧ください。
<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/jender/index.html>

Seminar 講座のご案内

男女共同参画セミナー

男女で協力！おうちスッキリ大掃除 これで年末の大掃除はバッチリ♪

- と き 12月3日(木) 10時～12時
会 場 総合福祉会館5階 第2研修室
講 師 佐藤 早苗さん(えぶるんさぼーたー)
定 員 抽選 30人(申込締切 11月18日(水))
対 象 市内在住・在勤・在学



申込・
お問合せは
こちらへ！

- 申 込 横須賀市コールセンター(8時～20時、年中無休)
電話 046-822-2500 / FAX 046-822-2539
問 合 せ 人権・男女共同参画課 電話 046-822-8228

パパと子どものクッキング

好評につき、今年も開催！

- と き 平成 28 年 1 月 31 日 (日) 10 時～14 時
会 場 総合福祉会館 6 階
本町コミュニティセンター調理室
講 師 滝村 雅晴さん(パパ料理研究家)
定 員 抽選 父子 8 組(申込締切 12 月 20 日(日))
対 象 市内在住・在勤・在学
※子どもは 4 歳～小学校 4 年生まで

- 申 込 横須賀市コールセンター(8時～20時、年中無休)
電話 046-822-2500 / FAX 046-822-2539
問 合 せ 人権・男女共同参画課 電話 046-822-8228

男女共同参画市民サポーター募集中！！

望ましい男女共同参画社会を実現するために日頃から感じている課題について考えます。年 2 回程度の会議と希望者による実践活動(男女共同参画広報紙の編集、講座の企画運営など)を行っています。皆さんのアイデアが形になるかもしれません。是非ご参加ください。

- 問 合 せ 人権・男女共同参画課
電 話 046-822-8228
メ ー ル we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

デュオよこすか

男女共同参画を推進するための施設です。交流の場、情報収集の場としてご利用ください。

- 場 所 総合福祉会館5階(横須賀市本町2-1)
電 話 046-822-0804
開館時間 月曜日～土曜日 9時～20時
日曜日 10時～17時
休 館 日 12月29日～1月3日
※11月9日(月)～30日(月)は工事のため、休館します

女性のための相談室

女性が日頃から抱える悩みに女性相談員が応じます。

- 電 話 046-828-8177
一般相談 月・水・金 9時～16時(面談は要予約)
法律相談 原則第2火曜日(予約制・女性弁護士対応)

発行/横須賀市 市民部 人権・男女共同参画課 〒238-8550 横須賀市小川町 11 電話 046-822-8228
mail:we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp HP:<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/gender/index.html>

◎この広報紙は 12,000 部発行し、1 部あたりの印刷経費は 11.82 円です。
◎この広報紙は、グリーン購入法に基づく平成 27 年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(A ランク)のみを用いて作製しています。